

一時預かり事業の届出について

令和6年3月18日
沖縄県子ども生活福祉部
子育て支援課

児童福祉法(以下「法」という。)第三十四条の十二の規定により一時預かり事業の開始、変更、休止及び廃止については厚生労働省令(以下「省令」という。)の定めるところにより、都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業(中核市を除く)

児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

※認可・認可外、補助事業・自主事業であるかにかかわらず、児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う場合は届出が必要となる。

企業主導型保育施設が行う「余裕活用型」については児童福祉法上の事業には該当しないため、都道府県知事への届出の対象外。

2 届出書類

(1) 事業開始届出

- ・ 一時預かり事業開始届出書(別記第1号様式)
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 建物その他の設備の図面(平面図)
- ・ 収支予算書及び事業計画書

(2) 届出事項(以下1～9)に変更が生じた時

- ・ 一時預かり事業変更届出書(別記第2号様式)
 - 1 事業の種類及び内容
 - 2 経営者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 3 条例、定款その他の基本約款(変更があれば添付)
 - 4 職員の定数及び職務の内容
 - 5 主な職員の氏名及び経歴
 - 6 事業を行おうとする区域
 - 7 事業の用に供する施設
 - (1) 施設名称
 - (2) 施設種類
 - (3) 所在地
 - (4) 利用定員

- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面(変更があれば添付)
- 9 事業開始の予定年月日

(3) 事業休止・廃止届出

- ・ 一時預かり事業休止・廃止届出書(別記第3号様式)

3 届出期限

- (1) 事業開始時………事業開始までに予め届け出る
- (2) 届出事項に変更が生じた時……変更の日から1月以内
- (3) 事業廃止・休止時………事業廃止・休止までに予め届け出る

4 提出部数

1部

5 提出先

法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の実施要綱(※)では事業の実施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長を経由して届け出よう求めることとする。

※「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

6 届出書の受理

県(子育て支援課)で受理した届出書に対しては、原則として届出を受けた旨の受理通知等を行わないものとする。ただし、届出者から特段の申し出があった場合は、受付印を押印した届出書の写しを届出者に送付することとする。

7 その他

・届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止・休止時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。